

2025. 6. 26

令和7年度「脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業」に係る「指定リース事業者」採択について

静銀リース（社長 若林紀伸）では、グループで取り組む第1次中期経営計画「Xover～新時代を拓く」における社会インパクト指標「静岡県内の温室効果ガス排出量の削減（2030年度までに2013年度比▲46%削減）」の達成に向けて、ESG リースの推進に取り組んでいます。

本活動の一環として、昨年度に引き続き、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）」に係る「指定リース事業者」に採択されましたので、その概要をご案内します。

1. ESG リース促進事業について

- 「ESG リース促進事業」とは、リース料の低減を通して、リース利用されるお客さまの脱炭素設備投資をサポートしながら、リース業界全体で ESG 取組拡大を目指していく環境省の補助事業です。
- 静銀リースでは、本事業を通じて、地域におけるカーボンニュートラルの実現を目指すとともに、地域企業の脱炭素経営の取り組みや企業価値向上を支援するなど、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. サービスの概要

内 容	①環境省が定める基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入した際、総リース料に基準補助率（2～4%）を乗じた補助金が静銀リースに交付されます。 静銀リースは、リース料の低減を通じてお客さまへ脱炭素機器の普及を促進します。	
	②静銀リースは、ESG 要素を考慮した特に優良な取り組みを行っているため、当社とのリース契約においては、基準補助率に1%の上乗せが適用されます。	
	③お客さまが ESG 要素を考慮した特に優良な取り組みを行っている場合、極めて先進的な取り組みとして、上記①と②の補助率に加えて、さらに1%の上乗せが適用されます。	
補助率	① 基準補助率（2～4%） + ②（1%） + ③（1%） = 要件により最大 6%以下	
実施期間	令和8年3月12日までに対象物件が導入され、リース開始の手続きが完了すること	
対象物件	産業用に供される以外の脱炭素機器	空調用設備、業務用冷蔵設備、厨房設備、医療画像機器、分析機器、熱源設備
	産業用に供される脱炭素機器	工作機械、鍛圧機械、射出成形機、工業炉、建設機械、鋳造機械、エネルギー変換設備

※詳細は「一般財団法人環境金融支援機構」のホームページ（<https://esg-lease.or.jp/>）をご覧ください